

勝山市告示第86号

消防法(昭和23年法律第186号)第23条の規定により、次に定める期間及び区域において、たき火及び喫煙を禁止する。

令和7年2月6日

勝山市長 水上 実喜夫



- 1 制限期間 令和7年3月20日(木)から5月6日(火)まで
- 2 制限区域
 - (1) 長山公園一帯
 - (2) 平泉寺白山神社境内
 - (3) 神明神社境内
 - (4) 平泉寺菩提林一帯